# 第3期千葉市財政健全化プラン[平成30年度~令和3年度](中間見直し)の概要

# 1 はじめに

「第3期千葉市財政健全化プラン」(以下「第3期プラン」という。) は平成30年度から令和3年度における財政健全化の取組みを示したものですが、これまでの取組実績やプラン策定当時では見込めなかった社会経済情勢の変化を今後の取組みに反映する必要があることから、計画期間の折り返しとなる令和2年3月末に中間見直しを行います。

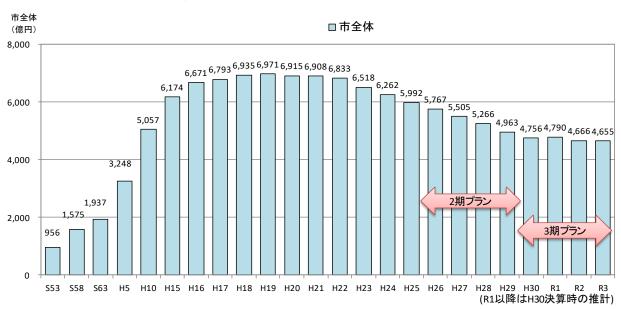
## 2 現状と課題

本市の財政運営や財政健全化に向けて大きな影響を与える次の 4 項目の合計額を「主要債務総額」とし、計画期間内に 4,800 億円程度までの削減を目指しています。

• 建設事業債等残高(普通会計)

- 基金借入金残高
- 債務負担行為支出予定額(普通会計•建設事業分)
- 国民健康保険事業累積赤字額

その結果、主要債務総額は順調に削減できており、平成30年度決算時点で第3 期プランの目標を超える進捗状況となっています。



【図表1】主要債務総額の推移

しかしながら、第3期プラン策定後の状況変化による市債発行額の増加も見込まれることから、中間見直しに反映する必要があります。

また、徴収率についても、一部の債権でプラン策定時に想定した実績を上回ったことから、進捗にあわせて目標を変更します。

# 3 第3期プラン策定後の状況変化

#### (1) 新たな建設事業の発生

プラン策定後に、策定時には想定していなかった建設事業が発生し次のとおり市債を発行する必要が生じました。

① 公立小中学校へのエアコン整備

36億円

② ブロック塀補強対策

4億円

③ 令和元年度台風被害への災害復旧対応

35億円

④ 公共施設等の適正配置・老朽化対策

R8~年間75億円増加 (3期プラン期間外)

#### (2) 健全化判断比率への影響

新たな市債発行による、健全化判断比率への影響を想定したところ、「脱・財政危機」宣言解除時の数値を大きく下回る見込みとなりました。

このことから、上記の新たな市債を発行したとしても、財政健全化路線を維持できると考えられます。

【図表2】新たな市債発行を考慮した健全化判断比率の推移





(R2 予算ベースの推計)

## 4 数値目標の変更

第3期プラン策定後の状況変化を踏まえ、次の通り数値目標を変更します。

「主要債務総額」については、平成30年度決算において目標を超える進捗状況にありますが、今後、第3期プラン策定時に想定していなかった建設事業の実施による増加も見込まれることから、目標を変更しないこととします。

「適正規模の市債発行」については、公立小中学校のエアコン整備等の建設事業に対応するため、増額を行います。

また「国民健康保険料」「介護保険料」「住宅使用料」の徴収率については、これまでの取組成果が当初の想定を上回ったため、更なる徴収の強化を図り目標を変更します。

【図表3】数値目標

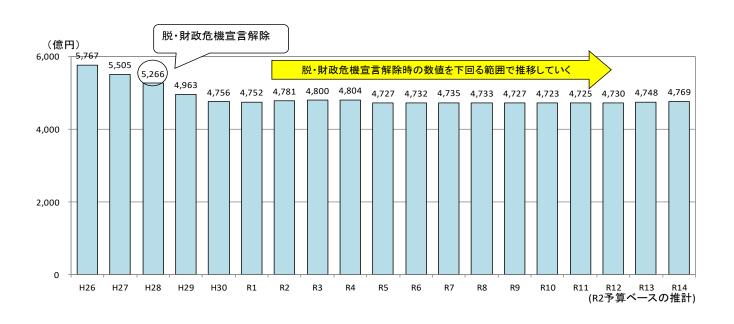
項目		数値目標 (R3)			参考
	것다	当初目標	⇒	見直し後の目標	(H30の状況)
Ē	主要債務総額の削減	4,800億円程度まで削減	⇒	同左	4, 756億円
適正規模の市債発行		建設事業債(普通会計)発行額を計画期間 4年間で <u>1.200億円</u> 以内	⇒	建設事業債(普通会計)発行額を計画期間 4年間で <u>1.275</u> 億円以内	189億円
基金からの借入金の返済		計画期間内で40億円を返済	⇒	同左	10億円返済
実質公債費比率の抑制		計画期間内に14%未満に低減 (県費移譲がない時の16%程度に相当)	⇒	同左	13. 8% (15. 4%)
将来負担比率の低減		計画期間内に150%未満に低減 (県費移譲がない時の160%程度に相当)	⇒	同左	145. 5% (157. 4%)
徴 収 率	市税	R3に98.1%とする	⇒	同左	97. 9%
	国民健康保険料	R3に78.9%とする	⇒	R3に79.8%とする	77. 5%
	介護保険料	R3に97.3%とする	⇒	R3に98.1%とする	97. 3%
	保育料	単年度ごとに設定 (H30:96.4%)	⇒	単年度ごとに設定(R2:95.7%)	96. 5%
	住宅使用料	R3に89.0%とする	⇒	R3に89.5%とする	89. 1%
	下水道使用料	R3に98.5%とする	⇒	同左	96. 7%

## 5 その他

給与の減額措置については、健全化判断比率等の指標が改善できたことにより、令和元年度末で一般職の給与の減額措置を終了することとします。

#### く参考>

### 【参考1】主要債務総額の推移



# 【参考2】全会計市債残高の推移

□普通会計(臨時財政対策債除く)□公営企業債□臨時財政対策債(県費移譲分除く)□臨時財政対策債(県費移譲分)

